

## 第76号 2021年10月

い・Call とは…

イコール(平等)を意味し、『い』には 「意見·意志のある人達」が、『Call』に は「呼びかけ合い男女共同参画社会を 作ろう」との思いが込められています。

































女だから、男だから、ではなく、

# 私だから、の時代へ



















































#### [Contents]

- ●「女性活躍 絆・つながりサポート 事業」実施中
- ●DV について学ぼう

加賀市ホームページ

https://www.city.kaga.ishikawa.jp/ shisei\_gikai/danjokyodo\_sankaku/index.html



加賀市役所 行政まちづくり課 男女共同参画:人権係 **☎**0761-72-7836



### 「女性活躍 絆・つながりサポート事業」実施中!

新型コロナウイルスの感染拡大により、孤立の不安を感じ、また様々な困難・課題を抱える**女性を対象**に、相談等の支援を行っています。

周囲で家庭や子育てのことなどで悩んでいる人がいたら相談窓口をご案内ください

#### 子育て家庭に寄り添った支援や相談

NPO 法人かもママ

親子ほっとステーション

(下河崎町 79 番地 2 旧南郷保育園)

電話・面接相談 20761-75-7933 月曜日~金曜日(祝日・年末年始除く) 午前 8 時 30 分~午後 5 時 15 分

#### 配偶者等からの DV についての相談

加賀市行政まちづくり課

(市役所本館2階)

電話相談 20761-72-7836

月曜日~金曜日(祝日・年末年始除く)

午前 8 時 30 分~午後 5 時 15 分

#### 子育て支援や相談・集いの場の提供

社会福祉法人 伊奈美園

なかよしひろば内

(加賀市片山津温泉井6番地)

電話・面接相談 20761-74-5555 月曜日~金曜日(祝日・年末年始除く) 午前9時~午後4時00分

#### 女性の貧困や DV・心配事・困り事など の相談窓口

あいりす女性相談室

(セミナーハウスあいりす内)

電話相談 20761-73-5527

火曜日 午後1時30分~午後3時

(祝日・年末年始除く)

#### 子育てに関する相談

加賀市子育て応援ステーション

(加賀交流プラザさくら1階)

電話・面接相談 20761-72-2565

月曜日~金曜日(祝日・年末年始除く)

午前 8 時 30 分~午後 5 時 15 分

#### 生活や仕事の全般的な相談

加賀市相談支援課(市役所別館1階)

電話·面接相談 20761-72-1370

加賀市社会福祉協議会(加賀市市民会館)

電話・面接相談 20761-72-1500

月曜日~金曜日(祝日・年末年始除く)

午前8時30分~午後5時15分

「女性活躍 絆・つながりサポート事業」では、相談等の支援だけでなく、生活 必需品である生理用品の提供も行っています。

- NPO 法人かもママ(下河崎町 79 番地 2 旧南郷保育園)
- 社会福祉法人伊奈美園(片山津温泉井6番地)
- ・ 社会福祉協議会(市民会館1階) ・ 市役所行政まちづくり課(市役所本館2階)
- 市役所相談支援課(市役所別館 1 階) 山中温泉支所(山中郵便局内)
- ・行政サービスセンター(アビオシティ加賀 1 階)
- 子育て応援ステーション(かが交流プラザさくら1階)



#### ドメスティック・バイオレンス(DV)について学ぼう

11月12日~25日は「女性の暴力をなくす運動」が行われます。 この機会にテレビ等で話題となることもある<mark>「ドメスティック・バイオレンス</mark> (DV)」について、ご紹介します。

#### 【DVとは?】

DV は、一般的に配偶者や恋人などの親密な関係にある(または、あった)パートナーから振るわれる暴力をいいます。

その多くが家庭内で行われるため、周囲からは分かりにくく、また加害者は「自分を怒らせる相手が悪い」と考えるケースが多いため、暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい傾向があります。

また被害者は「相手を怒らせてしまう自分が悪い」と思い込んでいるケースも多く、当事者同士では解決が困難です。

#### 【DV の種類は?】

DV は、身体的暴力だけではありません!次のような行為も DV です。

精神的暴力	大声で怒鳴る。何を言っても無視し続ける。 相手の心を傷つけたり、恐怖を感じるようなことを言う。 相手の行動や交友関係、スマートフォン・郵便物等を細かく監視する。
性的暴力	嫌がっているのに性行為を強要する。 避妊に協力しない。 中絶を強要する。
経済的暴力	十分な生活費を渡さない。 働いて収入を得ることを妨害する。 収入について教えない。
子供を利用した暴力	子どもへ暴力をふるうと脅す。 被害者の方が悪いと子どもに思わせるようにふるまう。 自分の言いたいことを子どもに言わせる。

#### 【DV の被害にあったら?】

DV は繰り返し行われ、段々とエスカレートする傾向があります。

万が一被害にあってしまったら、周囲の頼れる人や公的な相談窓口に相談しましょう。身体的な暴力の場合は、警察に頼ることもできます。

周りで困っている人がいたら、ぜひ相談にのってあげてください。

#### ≪11月12日~25日は「女性の暴力をなくす運動」期間≫

暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。社会全体で、暴力の根絶に取り組みましょう。

